

6. 都市防災の方針

(1) 基本方針

(都市防災の基本方針)

地域で支え合い、災害に強いまちをつくる

安全で安心して住み続けることができるまちづくりを目標としている本市においては、住民の生命、身体および財産を災害から保護する「防災」は最も基本的で重要なことを意味しています。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70～80%程度と予測されており、本市は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあります。また、近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっています。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえば被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていくことが重要です。

このため、「みよし市地域防災計画」との整合を図りながら、道路や公園などの防災上重要な施設の整備を進め、住民の安全な暮らしの実現に努めます。

また、災害発生時における迅速な災害対応、避難誘導などを可能にするため、地区防災訓練の充実や、防災に対する住民意識の高揚や啓発、「自助」、「共助（互助）」の意識を醸成することにより、地域防災力を高めます。

都市防災の方針

- | | | |
|-------------|-------|------------------|
| ①災害に強いまちづくり | ——— | 《防災都市基盤の整備》 |
| | └─── | 《市街地の不燃化、耐震化》 |
| ②地域防災力の向上 | ————— | 《防災意識の向上、防災力の強化》 |

(2) 都市防災の方針

① 災害に強いまちづくり

《防災都市基盤の整備》

本市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有しています。このため、主要な道路は、計画的かつ体系的な整備を進めネットワーク化を図るとともに、緊急輸送道路などについては必要に応じて既存の橋りょうの耐震性の向上を図ります。特に密集市街地内の道路の計画にあたっては、地震などの災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置および道路構造を検討します。

本市における地震時の火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路などの防災空間（オープンスペース）を整備することが必要です。このため、「みどりと景観計画」に基づき、緑地保全や都市公園の整備を積極的に進めていきます。また都市公園は、震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を担っていることから、整備を積極的に推進していくとともに、市内に残された緑地については、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地などとして、有効に機能するものとして、良好な自然環境を有する緑地は、積極的に保全していきます。

なお、指定の避難所については、災害発生時における避難所の機能向上を図るとともに、必要となる資機材の整備や食料品の備蓄などを計画的に進めます。

さらに、近年の異常気象によるゲリラ的な集中豪雨や台風などの自然災害に対しては、市街地における雨水排除を図るため、公共下水道整備を推進するとともに、境川流域の関係市町と連携し、治水に向けた取り組みを進めます。また市内の土砂災害警戒区域などについては、適正な土地利用の誘導に努め、警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害防止施設の整備を関係機関に働きかけます。

《防災都市基盤の整備》

- 快適な暮らしの環境をコーディネートする
- 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
- 交通ネットワーク、公共交通を充実する
- 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる
- 安全で安心できる都市生活を確保する
- 参加と協働のまちづくりを進める

・ 防災上重要な都市施設の整備	⇒	● 体系的な道路ネットワークの構築、橋りょうの耐震性の向上 ● 都市公園の整備、良好な自然環境を有する緑地の保全 ● 避難所の機能向上 ● 公共下水道の整備推進、治水機能の向上 ● 土砂災害警戒区域などの適正な土地利用の誘導、警戒避難体制の整備
---	---	--

《市街地の不燃化、耐震化》

本市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図っています。また建築物自体の耐火・防火については、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないよう努めています。特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っています。このため、建築物の不燃化については、引き続き不燃化を促進していくとともに、商業・業務施設の集積を図る区域や中層以上の土地利用を図る区域、住宅と工場などが混在する区域、避難所を中心とした区域などについて、防火地域、準防火地域の指定を検討していきます。

本市の公共施設の耐震化はすでに完了しています。このため、今後は、天井落下や窓ガラスの飛散防止などの非構造部材の耐震化を促進していくとともに、地震発生時に支援物資の運搬障害とならないよう、緊急輸送道路沿いの通行障害既存不適格建築物の耐震化を促進していきます。

《市街地の不燃化、耐震化》		☐ 快適な暮らしの環境をコーディネートする ☐ 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ ☒ 交通ネットワーク、公共交通を充実する ☐ 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる ☒ 安全で安心できる都市生活を確保する ☐ 参加と協働のまちづくりを進める
・ 不燃化、耐震化の促進	⇒	● 防火地域、準防火地域の指定検討 ● 公共施設の非構造部材の耐震化促進 ● 通行障害既存不適格建築物の耐震化促進

②地域防災力の向上

《防災意識の向上、防災力の強化》

本市では、災害に対する対応や避難所・避難場所の確認、自らの身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」、自治体などの防災対策である「公助」により防災減災対策を高めていけるよう、住民一人ひとりが活用できる防災マップを作成し、防災意識の向上に努めています。

しかし、本市では、これまでに大きな災害に見舞われたことはなく、住民の災害に対する知識、経験、防災意識は十分とはいえない状況にあります。

このため、いつ起きるかわからない大地震や台風や大雨などの風水害に備え、地域の住民、防災機関関係、民間企業およびボランティア団体などの協力、連携のもと、防災訓練の共同実施などにより企業や自主防災組織など、産官学民の連携体制を強化します。また、防災週間などを通じ、防災に関するイベントや講座を開催し、災害に関する総合的な知識の普及に努めるとともに、地域の実状に応じた防災教育および普及促進を図ります。さらに、共助の中心的役割を果たす自主防災組織やボランティア団体と企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、必要な事業の実施、支援および指導に努めるとともに、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成にも努めます。本市では、これらを総合的に取り組み、地域における防災・減災意識の向上を促進し、地域防災力の強化を図ります。



